

東京圏 から 矢巾町 に移住された方に補助制度！！

世帯（18歳未満の子がいない）**100万円**、単身**60万円**

令和5年4月1日より、世帯の中に18歳未満の子がいる場合には、その子1人につき100万円が加算されます。

※起業の場合追加で最大**200万円**

「**移住支援補助金**」を申請される方は
役場企画財政課 にご相談ください。

企画財政課まちづくり推進室

窓口 または

電話：019-611-2721 まで

ご連絡ください！



対 象 者

次の①②すべてに該当する方が対象となります。

① 次のいずれかの方

- ・直近1年以上かつ過去10年間のうち通算5年以上東京23区の在住者
- ・直近1年以上かつ過去10年間のうち通算5年以上、東京圏※¹（条件不利地域※²を除く）に在住し、かつ、東京23区に通勤※³又は通学していた方

※移住する直前の1年以上は連続して東京23区へ在住又は通勤又は通学している必要があります。

② 次のいずれかの方

- ・都道府県の実施する「マッチング支援事業」の対象法人に就職した方
- ・岩手県が実施する「起業支援事業」を活用した方
- ・国が実施する「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を活用した方
- ・自己の意志で移住し、移住元の業務を引き続き行う方
- ・岩手県の「遠恋複業」の取組を実施し、町内で農林水産業に就業した方

※¹ 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県。

※² 条件不利地域

HPでご案内しております。

※³ 通勤

雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

👉 移住支援補助金の詳細はHPでご案内しております。

<https://www.town.yahaba.iwate.jp/iju/index.html>



提出書類チェック表

	共通の書類	備考
☐	矢巾町移住支援補助金交付申請書（様式第1号）	
☐	矢巾町移住支援補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）	
☐	官公署が発行した免許証、許可証または身分証明書であって本人の写真を貼付したもの	
☐	世帯員全員分の住民票の写し	
☐	世帯員全員分の移住元の住民票の除票の写し、その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類	
☐	移住元の市区町村において最近1箇年に市区町村民税の滞納がないことを証する納税証明書等	
☐	勤務していた企業等の就業証明書等（東京23区内に通勤していた場合のみ）	
	該当する要件に応じた書類（いずれか1つ）	備考
☐	就業先の就業証明書（様式第3号）	「マッチング支援事業」の対象法人に就職した場合、 もしくは 国が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して就業した場合
☐	起業支援金の交付決定通知書	岩手県が実施する「起業支援事業」を活用した場合
☐	就業証明書（様式第4号）	自己の意志で移住し、移住元の業務を引き続き行う場合
☐	関係人口証明書（様式第5号）	岩手県の「遠恋複業」の取組を実施し、町内で農林水産業に就業した場合